

ベトナム社会主義共和国の言語状況に関する一考察

田原洋樹

日本大学大学院総合社会情報研究科

Language Situation in the Socialist Republic of Vietnam

TAHARA Hiroki

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

The Socialist Republic of Vietnam's language policy is based on the Government Decision 53/CP, which has been effectual since February 1980. This decision emphasizes the importance of bilinguality, or to set up a Latin alphabet for minority groups and to popularize Vietnamese as the means of nationwide communication. This paper outlines the concept of 53/CP and its impact on language education in Vietnam and then discusses current issues which stem from the more than quarter century-old policy 53/CP.

1. はじめに

本稿は、ベトナム社会主義共和国（以下、特に必要がない限りはベトナムと表記する）における言語政策および政策と実態について考察するものである。取り扱う範囲は1975年のベトナム戦争終結、翌76年の統一国家樹立以降として、なかでもドイモイ路線が採択された86年から今日に至る約20年に焦点を当てたい。

2. 多民族・多言語国家ベトナム

(1) 多民族国家ベトナム

ベトナムは、インドシナ半島のほかの国々と同様に、多民族国家である。人口は約8200万人¹で、このうち約7000万人がベトナム族、あるいはキン族と呼ばれる、狭義のベトナム人である。近年、日本国内でベトナムの料理や雑貨が流行し、ファッションでも民族衣装のアオザイが人気だが、このアオザイはベトナム族の民族衣装である。

現在、ベトナム政府が公式に認定しているのは、人口で、あるいは政治および経済で圧倒的な影響力を持つ、このベトナム族のほかに53民族、合計54民族である。つまり、ベトナムはベトナム族と53の少数民族からなる多民族国家である。18歳以上の国民が携行する人民証明書（身分証明書）には、宗教や民族名を記載する欄があり、宗教欄には何の記載がない者はいるが、民族名の欄にはベトナム族なら Kinh と、例えば少数民族のひとつであるエデ族なら Ede と、54種類の民族名の何かが記載されている。後述するが、少数民族には土地の所有や融資などの経済的優遇、大学はじめ上級学校進学に際しての合格点優遇および奨学金優先政策が採られており、ベトナム人にとって「自分が何族であるか」は無視できない事項である。

(2) 「54民族」という枠組み

では「何族であるか」の区別、すなわち民族分類の経緯をまず考えてみたい。

今では54民族が公式な数字となっているが、こ

の数字が出てきたのは1979年である。

それ以前の状況を見てみよう。例えばタン・ハ「ベトナムの少数民族の言語およびそれらのための文字の創造またはその改良²」は、ベトナム民主共和国において、タイ族やターイ族の言語に文字を与える作業を具体的に考察した論文であるが、以下のような補足もある。

「ベトナムは多民族国家である。60以上のグループが、その国土、北から南までの上に、かたい歴史的な紐帯で結ばれて（後略）」

この文章では「ベトナムの諸民族の話す言語は、2つの大きな系統に属する」と、シナ・チベット語系とオーストラル・アジア語系の2つの枠組みが示されている。これは今日の理解に相違しているが、他方で今は定説のように「54民族」が繰り返される中で、「60以上の」という記述があることは注目に値する。

また、それ以前、60年の国勢調査ではベトナム民主共和国の民族数は125とされていた³。それが、19年後の79年には54となり、以降は54が「固定値」になった。

公定民族の数が減少したことは、しかし71の民族が絶滅したことを意味するわけではない。60年の調査は自己申告に基づき、従って、後の研究によって同一とされた民族や、ある民族の小分類であるとされる民族が出てきたためである。つまり、どう捉えるか、どう数えるかが変わったのである。

この54という数字は民族学研究および関連分野研究の成果に純粋に基づくものではないのだろう。むしろ、「このように分類したい」という政治的思惑が見え隠れするのである。伊藤は「ベトナムの少数民族の枠組みは、少数民族重視の姿勢、少数民族優遇政策を内外に宣伝したいという思いのために硬直化しているのである。（中略）少数民族を重視している宣伝材料として、54民族の枠組みは利用されている」と指摘している⁴。この「枠組み」を維持して民族の多様性への配慮を示しながら、一方で、例えば人民軍政治総局文化思想局刊『民族問題と民族政策に関する党と国家の考え⁵』には、「『ベトナムはひとつ、ベトナム民族はひとつ。川は涸れ、山は平らになろうとも、この真理は決して変わらない』

というホーチミン主席の教えはベトナム国民ひとりひとりの骨身に沁みている」との記述がある。「54民族の枠組み」自体がベトナム社会主義共和国というひとつの枠組みを維持するための装置として機能していることを窺える。

（3）ベトナム語の役割

ベトナム語とはベト族の言語である。ベトナム語のほかに少数民族もそれぞれに独自の言語を有しており、憲法では言語権が保障されている。

ベトナム民主共和国の1959年憲法には、第3条に「各民族は風俗習慣を維持、または改善し、話し言葉や文字を用いて自己の民族文化を発展させる権利を有する」、「少数民族が集中して居住している地方は自治区を樹立させることができる。自治区はベトナム民主共和国の不可分の一部である」とある。社会主義共和国樹立後は、80年憲法第5条に「各民族は話し言葉、文字を用いて、自己のよき風俗、習慣、伝統、文化を維持し、発揮する権利を有する」との条文があり、現行の92年憲法においても第5条に「各民族は話し言葉、文字を用いて、民族の特色を維持し、自己のよき風俗、習慣、伝統、文化を発揮する権利を有する。」「国家はあらゆる面で発展政策を実現し、少数民族同胞の物質的、精神的生活を一步步つ向上させる」と記されている。

このように憲法では民族の平等、言語使用についての権利が等しく保障されており、多言語主義が原則になっている。言語権に関して、裁判所での少数民族言語の使用を見ておくと、59年憲法では「裁判所は少数民族に属するベトナム民主共和国の公民が裁判所において自らの話し言葉と文字を使用しうることを保障する」（第102条）とあり、80年憲法（第134条）、92年憲法（第133条）でもほぼ同様である。

その一方で、国民生活のバックボーンになっているのはベトナム語であり、党や政府、国会における使用言語はベトナム語である。ここまで述べてきた憲法もベトナム語で書かれている。社会コミュニケーション、日常の生活などの実際的な問題から、ベトナム語は徐々に全国的な共通の言語になってきたといえよう。

教育言語もベトナム語である。91年8月制定の初等教育普及法で、第4条に「初等教育はベトナム語で実施される。少数民族は自らの言語、文字を、ベトナム語と合わせて初等教育の実現に使用する権利を有する」と定められている。「文字を使用する権利を有する」とあるものの、54民族のうち自らの言語に文字を持つのは26民族のみ⁶である。また、文字を持つ民族の中で、少数民族の言語による教育（教員整備、カリキュラム、教材）が実施されているものは、さらに限られているのが現実である。

漢語の「国語」をクォック・グーとベトナム語で音読みして、ベトナム語をローマ字表記したものを指す⁷ので、「国語」という語の使用には注意しなければならないが、「ベトナム語＝公用語、国語」と明文化されておらず、国語条項や国語法は、その必要性が叫ばれ続けているものの、なかなか動き出す気配がない。

3.53/CPをめぐって

(1) 53/CP ベトナムにおける言語政策

ここでは、公用語、国語に関する明確な規定が見えにくいベトナムにおける言語政策を取り上げたい。言語学者で、近年は社会言語学の著作が多いブイ・カイン・テエによると「ベトナムにおける言語政策は45年9月2日以来、以下の3つの側面で展開し、その3つの側面とは、「ベトナム語の役割を公用語、普通語として確定し、また多民族ベトナムの人民総体のコミュニケーションの道具としての役割を確定する」、「少数民族の母語を普及し、発展させる」、「外国語学習を重視する、特に国際通用性のある外国語、域内国家の言語を重視する」としている⁸。このうち公用語についての議論は、ベトナム言語学会の学術誌である *Ngon ngu* で、2000年頃に活発な議論が見られた。00年第1号の巻頭論文はドー・ヒュー・チャウ「現在のベトナム社会、現代のベトナム語とベトナム語の輝きを維持する事業⁹」と題する国語論¹⁰であった。同号にはレー・クアン・ティエムの「公用語について」もある¹¹。また、3番目の外国語学習について、例えばドー・フィ・ティンが詳述している¹²し、筆者も、かつて「東側社会」で

力を持っていたロシア語の教育事情を考察したところである¹³。

公用語に関する政策、少数民族の言語についての政策を包括的に扱っているのが80年2月の53/CP号政府決定である。そして、この政府決定は、ドイモイ政策、国際社会への復帰、東側一員としてのベトナムから東南アジアのベトナムへの意識変化、さらには01年から断続的に発生している少数民族の騒乱を経て今も、効力を持っている点が重要で、筆者の問題意識を刺激するのである。

筆者はベトナム留学時代に、ベトナムにおいて言語政策は経済政策、文化政策、教育政策の後に生じる概念である、言語政策には言語コミュニケーションや言語機能に関する研究（理論的側面）と国家の主張や製作を具現化するための計画および企画（行動的側面）があると教育を受けた。言語政策は民族政策に依拠することが多く、不可分の関係にあると強調された。そこで、ベトナムにおける民族政策を言語政策との関連に絞って見てみると、例えばグエン・ニュー・イーの考察から以下の4つの柱を見出すことができる¹⁴。

- 1 領土内の各民族に対し、独自の言語を持つ権利を保障する
- 2 領土内の各言語について、平等と自由な発展を認める
- 3 日々の生活および社会活動のさまざまな領域において、少数民族の話し言葉、文字の使用のための条件作りを行なう
- 4 少数民族が、自由意志で、言語間の平等と自由なる発展の尊重という原則の下、ベトナム語を学ぶことを奨励する、また、ベトナム語を民族団結の手段、民族のコミュニケーションのための言語、すなわち公用語とするための作業を行なう

これを明文化しているのが53/CPであり、その要諦は、少数民族が持つ言語や文字は国家が尊重し、維持発展のために支援をするが、他方ですべてのベトナム国民は、国民の共通語であり、地方間、民族間のコミュニケーションには不可欠の道具であるベトナム語を学び、使用する義務と権利を有する

ことである。つまり、個々の言語の価値は平等に認めつつも、国民の共通語としてベトナム語の重要性を説き、しかもベトナム語を民族団結の手段と位置づけていることが極めて重要である。ホアン・トゥエは、53/CPのポイントはベト族以外の民族に対するベトナム語の普及と、ベトナム語以外の言語を発展させる、具体的にはローマ字表記の文字を与え、バイリンガル教育を行なうことだと述べている¹⁵。つまり、53/CPは母語教育の重視ではなく、少数民族のバイリンガル化に重点が置かれた決定であった。

(2) 政策と実態の乖離

ただし、この政府決定の浸透度、有効性は熟考してみなければならない。すなわち、少数民族の言語に対する党および政府の考え方は早くから表れていたが、法律になっていないために法理性に欠け、具体化に際しては各地の担当者の認識次第で恣意的であった。これは53/CPについても同様で、25年後の現在、この決定で何がどれだけ変わったのか、具体的な成果を簡潔に言うことが極めて困難である。

言語政策は民族政策と不可分であるが、実際の言語使用は人間の日常生活そのものに関わる問題である。従って、言語政策の具体化には政治、思想はもちろん、経済や教育、マスメディアなど、人間文化に対する総合的な取り組みが必要であるが、この点には課題が山積している。

筆者は93年秋からダクラク省バンメトート近郊のA村¹⁶でエデ語のバイリンガル教育を観察してきた。ここでは、その経験を踏まえ、バイリンガル教育の実態を明らかにしておく。

先に91年の初等教育普及法について概観したが、少数民族の言語による初等教育といっても、現実にはチャム語、クメール語、ムオン語、タイ語、フモン語、タイー語、ヌン語およびエデ語でのバイリンガル授業が行なわれているに過ぎない。

エデ族はダクラク省に居住し、99年現在の人口は約25万7千人である。多くの少数民族が居住する中部高原地帯において、ザライ族、バナ族とともに多くの人口を擁し、経済水準や文化程度もかなり高い。なお、この「文化程度が高い」とはエデ族の

知人自身が語るところであるが、内容を質してみると「文字がある、母語教育がある、(エデ語による)放送がある」ことを指すのだという。しかし、大多数の言語は文字がなく、母語教育がなされず、またメディアの言語にもならず、故に「文化程度」が低いとすればあまりに皮肉ではないか。エデ語はオーストロネシア語族マラヨ・ポリネシア語派に属する言語で、ベトナム国内外での研究が進んでいる言語である¹⁷。

A村内のB小学校は、児童の80%近くがエデ族で、残りはベト族である。教員はベト族が多数であるが、エデ族の教員もいる。93年当時、B小学校の校区は舗装道路がなかった。エデ族独特のロングハウスがあり、住居も高床式が多くみられた。近年は、バンメトート市内へのベト族の移住が進んだ。これに合わせてA村が「ベト化」が進み、高床式住居は減った。ロングハウスは一度なくなったが、01年以降の民族騒乱で、「民族文化を維持するために」と政府の資金援助で再建されたものがある。

エデ族の児童は1年次からエデ語の授業を受ける。エデ族の教員からローマ字表記のエデ語の読み書きを習う。教材はダクラク省教育訓練事務所の専門家(エデ族)が編纂したものである。が、教材不足は深刻で、例えば1年生用の教科書は88年に初版が出た後に増刷されていないので、児童は先輩の「お下がり」を使わなければならない。

教室を観察すると、児童はエデ族の教員からエデ語を習うのが好きでたまらない様子である。10年以上定点観察しているが、変わらない光景である。エデ語以外の科目でも、時折エデ語を媒介言語にしながら教授している。一見するとバイリンガル教育が機能し、成果を上げているが、実は構造的な問題を抱えているのである。授業の総時間はベト族の小学生と変わらず、従ってエデ語を学習する期間は他の科目の授業時間が減ってしまう、あまつさえ指導に時間がかかるのに、である。つまり、母語の運用能力を身につけさせる「配慮」が、他方でベトナム国民の共通語であるベトナム語の学習や運用能力養成の物理的障害になってしまっているのである。母語の授業時間も十分でなく、またベトナム語での授業時間はベト族よりも少ないのだから、バイリンガ

ルはおろか、ともすれば両方とも中途半端に終わってしまう恐れすらある。これをB小学校の校長は「ふたつの悲しみのひとつ」と表現した。また、エデ語以外は全国統一の教科書を使用するために、平地のベト族には当然の知識、現象でもエデ族の児童にとっては特別な解説を要するものがある¹⁸。さらに、上級学校の進学にはベト族と同様にベトナム語の試験、あるいはベトナム語による試験を通らなければならない。民族政策の一環で、少数民族子弟には入学試験の合格点が低く設定され、寄宿舎への優先入学が認められている。しかし、ベトナム語、さらには英語などの外国語の運用能力は社会的活躍の場所、経済的豊かさを左右する重要要素であるので、「上」を目指すほどに、少数民族語よりもベトナム語が大切である。「いっそのこと、民族語の教育は家庭や地域で行なうことにして、学校ではベトナム語の教育に注力してほしい」との声もあり、バイリンガル教育政策の是非という抜本問題は研究者も、施政者も避けて通れないだろう。

「もうひとつの悲しみ」は、主要産業のコーヒー、ゴムの収穫に就学率や進級率が左右されてしまうため、1年生の就学率はきわめて高いのだが、中退者が多いことである。農作物が豊作なら人手が足りなくなり、児童の労働力は貴重になるから親が学校へ通わせなければならない、逆に凶作なら学用品を購入する金がなく、また生活費を工面するために児童も働きに出るのでやはり学校へ通わない -、他の民族よりも経済水準が高いエデ族のバイリンガル教育でさえ深刻であり、他の民族における実情を考えると、少数民族言語の維持や発展、言語権の重要性は十分に理解しながらも、思いは複雑である。

ここで、エデ語の「見え方」から、バイリンガルの現状を確認しておきたい。ダクラク省内にはベトナム語・エデ語の双方で表記された看板を見ることができ、その数は極めて少ない。筆者は05年夏にバンメトートからニャチャンへ向かう国道上でバイリンガルの看板を探した。森林の重要性を説いたホーチミンの言葉が、片面はベトナム語で、もう片面はエデ語で書かれたもの1点を認めただけであった¹⁹。

また、メディアにおけるエデ語の扱いは、ダクラ

クテレビが毎日10分程度の時事番組を提供している程度である。家族や集落内での生活はエデ語を使用すればよいが、それ以上の社会生活を望むなら、ベトナム語は不可欠であり、法律で公用語として定められてはいないものの、慣習法による公用語としてのベトナム語の「力」を痛感する。繰り返しになるが、中部高原全体において、またダクラク省で、少数民族の中でも経済水準や文化程度が高く、文字があり、辞書や教科書の整備が進んでいるエデ語でさえ、この状況なのである。話者がより少なく、調査や文献整備が遅れている言語を母語とする民族の場合は、家族や集落内では母語を、より大きな地域社会においてはその地域で顕在的、文化的に影響力を持つ、他の少数民族の言語をコミュニケーションの手段とし、さらにベトナム国民として社会生活を送るためにベトナム語を、と三重の(場合によってはそれ以上の)言語使用をしているのである²⁰。

バイリンガリズム、あるいはマルチリンガリズムとは、それを保障することも重要であるが、実際の言語状況に迫って、その複雑さに直面すると、個別学問である言語学が貢献できることの限界、そして学際的研究の必要性、畢竟するに総合社会の取り組みによってのみ解決できるのだと痛感する。

4. まとめ

(1) 言語政策の必要性

言語政策については、53/C Pから既に四半世紀が経過している以上、早急な見直しが必要ならなければならないだろう。正確に言えば、時間が経過したからではなく、本論でも述べたように、この間にベトナム語を取り巻く環境が激変したからである。民族問題を見る国際社会の眼、いわゆる「絶滅の危機に瀕した言語」に対する意識や関心も無視することはできない。01年の民族騒乱以来、民族問題のハンドリングは党および政府にとって一層重要性を増している。言語政策と民族政策は不可分であり、言語政策は民族政策という、いわばマスタープランの一部をなすものである。しかし、民族の自治、信仰の自由に関する事項は民族政策の柱となるべきものであると同時に、一党支配体制の是非を問うこと

に直結する根本問題である。

言語学界のトレンドを見てみると、党の政策を翼賛するだけの「論文」は姿を消しつつあり、代わりに言語同士の接触による言語変容を論じたり、言語生活の実態を分析的に論じていたり、研究者の興味関心の主軸が動いてきたことが看取できる。あるいは、民族政策に直結するような「大仕掛け」な議論は暫し棚上げして、当座できることからやっていく（言語の記述、研究。成果を応用した教授上の工夫など）現実路線になったのか。引き続き注目していきたい。

（２）言語権

言語権は興味深い問題である。2001年から中部山岳地帯で少数民族による騒乱事案が断続的に発生している。中心都市バンメトートの空港を閉鎖して軍用機を飛ばし、人民軍や公安を大量に投入して事態の沈静化を図るほどであったので、少数民族の逮捕者が出たことは、多寡はともかく、事実である。

憲法では言語使用の平等が認められ、裁判における少数民族言語の使用も保障されている²¹。ただし、これはあくまで憲法上のことである。ベトナム語の運用能力に問題がある者が被告人になったり、証言をしたりする場合には通訳人を使用するのか、あるいは言語に通曉した専門職が存在するのかなど、実際の捜査や取り調べ、裁判における少数民族言語の扱いについては今後の研究が必要になるだろう。

【注】

¹ 2004年現在。在ベトナム日本国大使館ホームページによる。

http://www.vn.emb-japan.go.jp/html/jvn_government.html#part1 (06年5月31日アクセス)

² タン・ハ「ベトナムの少数民族の言語およびそれらの文字の創造またはその改良」『言語生活』第303号、筑摩書房、1976年12月。なお、これは1973年にハノイで出版されたエスペラント語の小冊子 *La naciaj malplimultoj en V. D. R* (ベトナム民主主義共和国(ママ)における少数民族)に収録されたタン・ハの論文を「エスペラント平和の会」が翻訳したものである。従って、内容は戦争終結、統一の前のベトナム民主共和国(北ベトナム)の状況を示したものである。エスペラント語で書かれていることも興味深い。

³ 民族数をめぐる研究として、以下の論考がある。伊藤正子「国家による公定民族分類」『ベトナムの社会と文化』第2号、風響社、2000年12月30日。今井昭夫「エスニシティーの可変性 - ベトナムの事例」『言語』第33巻第5号、大修館書店、2005年5月。

⁴ 伊藤2000、276-277頁。

⁵ Tong cuc Chinh tri, Cuc Tu tuong - Van hoa, *Mot so van de dan toc va quan diem chinh sach dan toc cua dang va nha nuoc ta*, (Nha xuat ban Quan doi Nhan dan, Oct.1998). 端書によると、同書は「人民武装勢力幹部戦士の研究、学習用に、特に(軍内の)アカデミーや学校で学ぶ幹部や山岳地帯や少数民族居住地区で活動する組織の訓練や補強を目的として」刊行された理論書である。

⁶ Nguyen Nhu Y, “Nhưng van de chinh sach ngon ngu o Viet Nam”, *Nhung van de chinh sach ngon ngu o Viet Nam*, (Dec.1993), p.39.

⁷ 今井昭夫「ベトナムの言語と文化 - クオックグーの発展とナショナリズム - 」小野沢純編著『ASEANの言語と文化』、高文堂出版社、1997年5月30日、202頁。

⁸ Bui Khanh The, “Ngon ngu dan toc va chinh sach ngon ngu o Viet Nam”, *Nghien cui ngon ngu cac dan toc thieu so o Viet Nam tu nhung nam 90*, (2002), pp.64-65.

⁹ Do Huu Chau, “Xa hoi Viet Nam hien nay, tieng Viet hien nay va su nghiep giu gin su trong sang cua tieng Viet”, *Ngon ngu* 1, (Vien Ngon ngu hoc, 2000), pp.1-8.

¹⁰ ベトナム国内での言語変容について、「特にホーチミン市とハノイの主要方言が混ざり合う現象が断続的に見られる」とし、「北部の学術用語が南部の学術用語に影響を与え、逆にホーチミン市住民の言葉遣いがハノイ青年の言葉にも出現している、さらにかつてサイゴン時代に通用していた技術・商業用語が新聞雑誌、『ベトナムの声』放送、テレビ、政府文献にも登場している」と述べている。また、上記部分の結語として「こうした方言の混ざり合いは語彙と語義を豊かにする観点から、ベトナム語発展の積極的側面と考えることができる」と述べている点が注目に値する。

¹¹ Le Quang Thiem, “Ve van de ngon ngu quoc gia”, *Ngon ngu* 1, (Vien Ngon ngu hoc, 2000), pp.30-35.

¹² Do Huy Thinh, “Foreign language education policy in Vietnam: the emergence of English and its impact on higher education”, *The forth International Conference on Language and Development* 1999 参照

¹³ 田原洋樹「ベトナム社会主義共和国における言語教育状況に関する考察(1)」『国際融合文化学会』紀要第7号、国際融合文化学会、2006年6月、30-39頁。

¹⁴ Nguyen Nhu Y, (1993), p.26.

¹⁵ Hoang Tue, “Ve chinh sach ngon ngu o Viet Nam”, *Nhung van de chinh sach ngon ngu o Viet Nam*, (Dec.1993). などによる。

¹⁶ インフォーマント保護のために、仮にA村、B小学校としておく。

¹⁷ 主な研究成果に、1979年に Summer Institute of Linguistics がまとめた *Klei Hriam Boh Blu Ede* (エデ語語彙集) ほか、以下のものがある。Uy ban nhan dan tinh Dak Lak, *Tu dien Viet Ede*, (1993). および Doan Van Phuc, *Ngu am tieng Ede*, (1996).

¹⁸ 94年の調査で、B小学校の教師が「海水がしょっぱいと言っても、実体験がないからピンと来ないようだ。もとより、海という語だって教えるのにはひと苦勞。」と語っていた。当時、学校にはビデオやパソコンなどはなく、副教材は若干の壁掛け図と地球儀のみであった。

¹⁹ 93年から96年ごろまでは、バンメトート市内で家族計画を奨励する看板、マラリア予防を呼びかける看板を見かけた。今回、国道上で見た看板は痛みが激しく、その古さはもちろん、手入れされていないことも印象的であった。

²⁰ Pham Duc Duong, “Giai quyét moi quan he giua ngon ngu quoc gia va ngon ngu cac dan toc it nguoi o Viet Nam – Van de va giai phap”, *Ngon ngu* 10, (Vien Ngon ngu hoc, 2000), pp.19-27.における以下の指摘は重要である。

「(前略) 1995年時点のダクラク省において、少数民族のベトナム語非識字者の割合はきわめて高く、就学年齢にある者のうちザライ族では70.6%、マ族は64.7%、バナ族63.5%、ムノン族57.3%、エデ族57.13%が非識字者である。少数民族学生のベトナム語の成績は非常に悪く、中学校では66%、高校では70%が平均点以下である。」同論文は、現在の識字教育、ベトナム語教育の現状について具体例を出しつつ嘆いていて、興味深い。

²¹ 裁判所における少数民族語の使用については、1959年憲法第102条、80年憲法第134条、92年憲法第133条に条文がある。

【参考文献】

Bui Khanh The, “Ngon ngu dan toc va chinh sach ngon ngu o Viet Nam”, *Nghien cuu ngon ngu cac dan toc thieu so o Viet Nam tu nhung nam 90*, (Nov.2002)

Do Huu Chau, “Xa hoi Viet Nam hien nay, tieng Viet hien nay va su nghiep giu gin su trong sang cua tieng Viet”, *Ngon ngu* 1, (Vien Ngon ngu hoc, 2000)

藤田剛正「東南アジアの言語政策 - その七 ベトナム社会主義共和国」『常葉学園大学研究紀要(教育学部)』第19号、1999年1月

藤田剛正「多民族国家ベトナム、ラオス、カンボジアの言語政策 - 憲法に見るその理念 - 」河原俊昭編著『世界の言語政策 - 多言語社会と日本』、くろしお出版、2002年10月1日

Hoang Tue, *Ve chinh sach ngon ngu o Viet Nam, Nhung van de chinh sach ngon ngu o Viet Nam*, (Dec.1993)

今井昭夫「ドイモイ下のベトナムにおける包括的文化政策の形成と展開」『東京外国語大学論集』第64号、2002年11月

今井昭夫「エスニシティの可変性 - ベトナムの事例」

『言語』第33巻第5号、大修館書店、2005年5月
伊藤正子「国家による公定民族分類」『ベトナムの社会と文化』第2号、風響社、2000年12月30日

Le Quang Thiem, “Ve van de ngon ngu quoc gia”, *Ngon ngu* 1, (Vien Ngon ngu hoc, 2000)

Ly Toan Thang, Nguyen Van Loi, “Ve sup hat trine cua ngon ngu cac dan toc thieu so o Viet Nam trong the ki XX”, *Ngon ngu* 2, (Vien Ngon ngu hoc, 2001)

Ly Toan Thang, “Ngon ngu voi su nghiep nang cao dan tri cua dong bao dan toc thieu so trong thoi ky cong nghiep hoa, hien dai hoa dat nuoc”, *Canh huong va chinh sach ngon ngu o Viet Nam*, (2002)

Nguyen Nhu Y, “Nhung van de chinh sach ngon ngu o Viet Nam”, *Nhung van de chinh sach ngon ngu o Viet Nam*, (Dec.1993)

Nguyen Van Loi, “Cac ngon ngu nguy cap va viec bao ton su da dang van hoa, ngon ngu toc nguoi o Viet Nam”, *Ngon ngu* 4, (Vien Ngon ngu hoc, 1999)

Pham Duc Duong, *Giai quyét moi quan he giua ngon ngu quoc gia va ngon ngu cac dan toc it nguoi o Viet Nam – Van de va giai phap*, *Ngon ngu* 10, (Vien Ngon ngu hoc, 2000)

田原洋樹「ベトナム社会主義共和国における言語教育状況に関する考察(1)」『国際融合文化学会』紀要第7号、国際融合文化学会、2006年6月

タン・ハ「ベトナムの少数民族の言語およびそれらの文字の創造またはその改良」『言語生活』第303号、筑摩書房、1976年12月

【謝辞】

本件研究を進めるに際して、ホーチミン市外国語・情報大学副学長で人民教育家のブイ・カイン・テエ先生から助言をいただいた。ここに記して、感謝の意を表したい。

(Received: May 31, 2006)

(Issued in internet Edition: July 1, 2006)